

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和 5 年 4 月 28 日

広島県監査委員	緒 方 直 之
同	桑 木 良 典
同	奥 兆 生
同	三 田 利江子

第 1 監査の請求

1 請求人

略

2 請求書の提出日

令和 5 年 3 月 7 日

3 請求の要旨

請求人から令和 5 年 3 月 7 日に提出された広島県職員措置請求書及び事実証明書等の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 広島県と弁護士 A が締結した委任契約（以下「本件契約」という。）について

令和 4 年 9 月 22 日付けで、広島県は、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と法人 B との間の取引に関する事実調査及び調査結果に基づく法的評価（以下「本件業務」という。）を弁護士 A に委任し、弁護士 A はこれを受任したが、本件契約により、広島県が支出した約 3,000 万円は次のとおり違法又は不当な支出である。

ア 本来、監査委員が監査すべき事項を弁護士 A に委任したこと

本件業務の内容は、本件契約による取引に関する事実の調査とその法的評価である。このような業務は財務監査に属するものであり、本来、監査委員の職務である。

監査委員は、定例監査のみならず、随時監査を実施できる。また、法第 199 条第 6 項の規定によれば、地方公共団体の長は監査委員に対しその事務の執行に関し監査を要求でき、この要求があったときは、監査委員は要求に係る事項について監査

しなければならない。

本件業務は、本来、監査委員により実施されるべきものである。しかし、監査委員による随時監査を経ることなく、また、広島県知事の要求による特別監査を経ることなく、教育委員会は弁護士Aと本件契約を締結して本件業務を弁護士Aに委任した。

監査委員が適切に随時監査又は特別監査を行えば、本件契約とその履行による約3,000万円の支出は避けられたものである。そうだとすれば、本件契約及びその履行による約3,000万円の支出は違法又は不当である。

イ 受任者の請求金額をそのまま支払ったこと

広島県は、弁護士Aに対し、報酬として1時間当たりで定めた金額及び日当を支払う。また、広島県は、交通費、宿泊費その他の費用の実費を負担する。弁護士Aは報酬及び費用を集計して広島県に対して請求書を送付し、広島県は請求された金額を弁護士Aに対して支払う。

本件契約では、以上のような報酬、日当、費用の支払い方法がとられたため、広島県は、請求された金額をそのまま弁護士Aに対して支払ったとみられる。

しかしながら、地方公共団体の支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないところ、弁護士Aが言うがままの時間により報酬額を算出し、しかもその総額に上限を設けないがごとき本件契約は、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条第1項及び第31条に違反し、予算制度を根底から崩す違法又は不当なものである。

監査委員には、その職務権限を行使し、単価が適正であったか、支払われた報酬額が適正であったか等について調べていただきたい。

ウ 違法又は不当な予算の流用

「予算は、第3条に規定する款項並びに目節及び細節の区分に従い、適正にこれを執行しなければならない。」（広島県予算規則（昭和39年広島県規則第37号。以下「規則」という。）第11条）

広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の広島県議会答弁（令和5年2月13日）によれば、本件契約の履行に要する費用のうち2,797万円余を予算の「目・教育指導費」の執行残により確保したとのことである。

しかし、本件契約の締結日は令和4年9月22日であり、この時点で「執行残」があるとは、およそ信じがたい。予算に反し、「目・教育指導費」の執行を制限し（このような制限は教育委員会の「教育指導」の実施に多大な負の影響をもたらすものである）、無理やりに「執行残」があるとしたものであろう。予算の費目間の流用の必要があるときは、県知事の決裁を受けなければならないところ（規則第13条第1項）、

以上のような歳出予算の費目間の流用は違法又は不当であり、県知事による流用を認める決裁は違法又は不当である。

付言すれば、歳出予算に適当な費目がなく、本件契約の締結に必要な予算を確保できないのであれば、県知事は、補正予算を組んで対応できたはずである。

(2) 法人Bとの取引について

ア 本件契約に基づく令和4年12月2日付け「調査報告書(概要)」(以下「報告書(概要)」という。)によれば、取引①「令和2年度WVL生徒実行委員会コーディネータ業務」(以下「取引①」という。)に係る契約(変更後契約額2,625,732円)は、法第234条第2項に違反する違法・無効の契約である。

イ アと同様に、取引③「令和3年度学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務に係る契約」(以下「取引③」という。)(契約額4,839,780円)は、法第234条2項違反、及び、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。)第8条違反の違法・無効の契約である。

ウ 取引②「令和3年度WVL生徒実行委員会コーディネータ業務」(以下「取引②」という。)に係る契約(契約額6,168,140円)は取引①の対象事業の2年目に当たるものに係る契約である。取引①に係る契約が違法であれば、これを引き継ぐ取引②に係る契約も違法・無効である(違法性の承継)。

エ 取引④「令和4年度学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務」(以下「取引④」という。)は取引③に係る事業に続いて行われる事業の2年目に当たるものである。そうであれば、取引③の契約の違法性は取引④に承継されているので、取引④の契約額7,635,760円の支出は違法である。

オ 報告書(概要)は、取引⑤「令和3年度教職員等研修(ファシリテーション研修)」(以下「取引⑤」という。)及び取引⑥「令和4年度教科「情報」科目「情報I」の授業支援業務委託」(以下「取引⑥」という。)に係る契約は違法といえないとするが、これらの契約は、教育委員会又は教育長と法人Bとの異常な関係を背景として締結されたものであり、違法又は不当なものである。

(3) 福山市への出張に係るタクシーの利用について

令和4年11月22日付け「中国新聞」は、教育長は、福山市訪問などの際に往復タクシーを利用するなどして、タクシー代100万円超を支出したと報じた。福山市への出張にタクシーを利用する正当な理由はあり得ず、その支出は違法又は不当である。

(4) 1年以上経過していることについて

取引①から取引⑥に係る契約の中には、行為後1年を経過したものがあるかもしれ

ない。しかし、請求者が取引①から取引⑥に係る契約を知ることができたのは、令和4年12月2日付け報告書（概要）であるから、本件請求に行為後1年を経過して行われたものがあるとしても、そのことに正当な理由がある場合に該当するというべきである。また、(3)にかかわる事項について、請求者が知ることができたのは令和4年11月22日付け新聞記事であるから、同様に正当な理由がある。

4 講ずべき措置について

(1) 本件契約について

支出の責任者である教育長は、広島県に同額の損害を発生させたのであるから、広島県は教育長に対して損害額の返還請求をするなど必要な措置を講じること。

(2) 法人Bとの取引について

ア 広島県は、教育長に対し、取引①の契約額（変更後契約額2,625,732円）の返還を請求すること。

イ 広島県は、教育長に対し、取引③の契約額4,839,780円の返還を請求すること。

ウ 広島県は、教育長に対し、取引②の契約額6,168,140円の返還を請求すること。

エ 広島県は、教育長に対し、取引④の契約額7,635,760円の返還を請求すること。

オ 広島県は、教育長に対し、取引⑤及び取引⑥に係る契約額（前者につき変更後915,728円、後者につき4,273,555円）の返還を請求すること。

(3) 福山市への出張に係るタクシーの利用について

広島県は、教育長に対し、JR利用の場合の運賃との差額の返還を請求するなど必要な措置を講じること。

5 請求の要件審査等

本件住民監査請求のうち、令和4年3月以前に支出したのものについては、支出の日からすでに1年を経過している。

この点、請求人は、本件請求が支出の日から1年を経過した正当な理由として、請求者が取引①から取引⑥に係る契約を知ることができたのは報告書（概要）によってであるから、本件請求に行為後1年を経過して行われたものがあるとしても、そのことに正当な理由がある場合に該当するというべきである、また、福山市への出張に係る事項について、請求者が知ることができたのは令和4年11月22日付け中国新聞の記事によってであるから、同様に正当な理由がある、と主張する。

しかし、最高裁判所平成10年（行ツ）69号／平成10年（行ツ）70号同14年9月12日第一小法廷判決では、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て監査請求をするに足り

る程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであり、報道から85日が経過して初めて監査請求をしたものであるとすれば、上記の相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとしている。

本件住民監査請求が提出されたのは、令和5年3月7日である。教育長と法人Bとの関係が週刊文春（令和4年8月11日号）で報道されたのは令和4年8月であり、調査報告書の内容が中国新聞で報道された令和4年12月7日からでも90日が経過している。また、福山市への出張については、中国新聞で報道された令和4年11月22日から105日が経過している。

これらのことからすると、本件請求のうち、公金の支出、契約の締結又は履行のあった日若しくは終わった日から一年を経過した取引①、取引⑤及び令和4年3月以前に支出された福山市への出張に係るタクシー代については、相当な期間内にされたものではなく、正当な理由があるとは認められない。

その余のものについては、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 本件契約は違法又は不当なものであったか。
- (2) 法人Bとの取引（取引②、取引③、取引④及び取引⑥）は違法又は不当なものであったか。
- (3) 福山市への出張（令和4年4月以降のもの）にタクシーを利用したことは違法又は不当であったか。
- (4) 県に財産上の損害が発生したか。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年3月29日に、請求人の陳述の聴取を行った。

請求人は、住民監査請求の請求理由を補充する文書を提出し、本件住民監査請求の要旨を陳述した。

また、陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき教育委員会事務局を立ち合わせた。

請求人は、提出した文書及び意見陳述の中で、次のように述べた。

(1) 本件契約について

- ・教育委員会自身が引き起こした不祥事に、問題視された契約の総額（2,650万円）を

はるかに超える調査費用（3,000万円）をかけている。

- ・「最少の経費で最大の効果」原則違反の本件契約・手続行為は明白に違法である。
- ・「委託・役務業務契約事務の手引」は、契約規則の準則として財務会計法規の性質があるにもかかわらず、本件契約・手続行為は違反している。
- ・本件契約は委任契約ではなく委託契約である。
- ・相手方に一方的に有利な契約である。
- ・契約規則違反が多数あり、仕様書もない。
- ・契約書第7条は「単価契約」であり、総額の定めがなく請求し放題となっている。
- ・契約の締結前の「執行伺い」の段階での必要な手続きが多数行われていない。
- ・予算の限度額の定めがない。
- ・履行確認がどのようになされたか不明である。

(2) 法人Bとの取引について

- ・教育長と親交のある法人に教育委員会の事業を丸投げしている。
- ・明らかに予定価格の漏えいが行われている。違法な契約に公金を使うことが許されるのか。
- ・違法な契約の上に、次年度の契約は当然のように結ばれることはあってはならないと考えている。

(3) 福山市への出張に係るタクシーの利用について

- ・仕事で行くのであれば、現地で秘書や担当課の職員も合流するのだから、打合せを兼ねて公用車で一緒に行けば、「最少の経費」で出張の目的を達成できる。タクシーの運転手もコロナに感染しているかもしれない。

3 監査の対象機関

法第242条第5項の規定に基づき、令和5年3月29日に教育委員会に対する監査を実施した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

(1) 本件契約について

ア 弁護士Aに委任したことについて

一部週刊誌に、教育委員会と法人Bとの業務委託契約について官製談合防止法に違反する疑いがあると報じられたことから、教育委員会において事実確認等の調査を行っていたが、予算額や仕様書の内容について、法人B職員とやり取りを行っていたものがあることが確認されたため、教育委員会としては、不信感を与えかねない事態を招いていることに対して、教育委員会として自ら県民への説明責任を果たすことが必要であると考えた。

そこで、専門的知見のある弁護士に相談したところ、この件に適切に対応するためには、確認されたやり取りを含む、一連の経緯に関する事実の調査と、調査結果に基

づく法的評価を外部の専門家（弁護士）に依頼することが適切であるとの意見をいただき、教育委員会としても、官製談合防止法違反の有無を判断するに当たっては、極めて専門性の高い見識が必要との考えに至り、法曹の基本的能力である事情聴取能力、証拠評価能力、事実認定能力等を十分に備え、かつ、不正調査やコンプライアンスなどの分野に精通している外部の弁護士に調査を依頼することが適当であると考えたところである。

イ 受任者の請求金額を支払ったことについて

教育委員会は、弁護士Aに対し、本件契約第7条及び第8条に定める報酬、日当及び交通費等の実費を支払うこととしたところである。

報酬単価は、C法律事務所の定める時間単価であるが、日本弁護士連合会が作成した「アンケート結果に基づく中小企業のための弁護士報酬の目安（2009年度アンケート結果版）」において、顧問契約がない場合の1時間当たりの報酬単価が2万円から4万円程度の金額とされるケースが一般的であることから、調査業務に従事した弁護士の1時間当たりの報酬額は妥当な金額である。

日当も、C法律事務所の定める時間単価であるが、「(旧)日本弁護士連合会報酬等基準」において、一日当たりの日当が5万円から10万円とされていることから、調査業務に従事した弁護士の日当は、妥当な金額である。

本件契約では、公正な調査が行われるよう調査の独立性を担保するため、県は弁護士に対して指揮命令権を有さないこと、弁護士は県の利益を図る義務を負わないことなどを明記しており、このため、あらかじめ業務量や調査に要する時間を確定することができないものである。

また、日本弁護士連合会が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」において、弁護士である第三者委員会の委員及び調査担当弁護士に対する報酬は、時間制を原則とするとされていることから妥当である。

弁護士Aに支払った金額は、調査業務に従事した弁護士Aを含む3名の弁護士が申告した時間数を基に本件契約で定められた報酬単価を乗じた金額となっている。申告した時間全てを本件調査業務に従事していたと現認してはいないが、調査に当たり、教育委員会に対して185件の資料提供依頼があり、A4換算で約30,000枚程度の資料、約30万件のメールを提供するとともに、52回のヒアリングが実施されたこと、資料提供依頼も深夜、休日に及んでいること、本件契約第4条に基づく報告書（以下「本件調査報告書」という。）が150ページに上るものであったこと、また、事務局職員が頻繁に電話やメールでやり取りしていることなどを踏まえると、少なくとも申告のあった時間数は実施されているものと推定され、申告のあった時間数は妥当なものである。

このことから、弁護士Aから請求のあった金額を支払うことは、違法又は不当なも

のではない。

弁護士が業務に従事した時間については、C法律事務所において記録された業務記録を確認している。

広島への出張回数については、広島県庁において現認するとともに、出張で使用した領収書等を確認している。

ウ 予算の流用について

歳出予算の流用については、予算の執行上必要がある場合に限り行うことができるとされている（法第220条第2項）。

アで述べたとおり、教育委員会としては、県民への説明責任を果たすため、速やかに調査を実施する必要があったことから、執行残により必要と見込まれる経費を確保する必要があると判断し、海外との交流事業の中止や入札残など、いずれも今年度の今後の執行予定がない予算から18,268千円を流用することについて、令和4年10月3日付けで財政課に対し予算流用協議を行い、認められたところである。

また、その後の調査の進展に伴い、更に必要が生じた9,820千円について、令和5年1月26日付けで、再度、財政課に対し予算流用協議を行い、同月27日付けで認められたところである。

こうした経緯は、公正な調査が行われるよう調査の独立性を担保していることから、あらかじめ調査に要する時間や経費を確定することが困難であったことによるものである。

歳出予算の流用においては、予算の執行上必要があること、歳出予算の経費の金額は各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができないが、各目の間又は各節の間における流用を制限する規定がないこと（法第220条第2項）、規則第13条第1項に従った手続を経ていることから、歳出予算の流用は、違法又は不当なものではない。

エ 結論

以上のとおり、本件契約及びその履行は適正に行われており、請求人の主張は失当である。

(2) 法人Bとの取引について

ア 取引①について

取引①については、令和3年3月31日に概算払の精算が終了しているため、本件住民監査請求は、法第242条第2項に規定する1年を経過しており、また、同項に規定する正当な理由について請求人から具体的な主張立証がなく、本件取引①の契約額の返還請求を求めることは不適法なものであると考えるが、念のため本件取引①

が適法なものであることを主張しておく。

本件調査報告書において、取引①については、法第 234 第 2 項違反を指摘されたところである。

随意契約の制限に関する法令に違反して締結した契約の効力について、最高裁判所は「①随意契約の制限に関する法令に違反して締結された契約の私法上の効力については別途考察する必要がある、かかる違法な契約であっても私法上当然無効になるものではなく、随意契約によることができる場合として地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 の規定の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や契約の相手方において随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り又は知り得べかりし場合のように当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える前記令及び令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になるものと解するのが相当である。けだし、前記法及び令の規定は、専ら一般的抽象的な見地に立って普通地方公共団体の締結する契約の適正を図ることを目的として右契約の締結方法について規制を加えるものと解されるから、右法令に違反して契約が締結されたということから直ちにその契約の効力を全面的に否定しなければならないとまでいうことは相当でなく、他方、②契約の相手方にとっては、そもそも当該契約の締結が、随意契約によることができる場合として前記令の規定が列挙する事由のいずれに該当するものとして行われるのか必ずしも明らかであるとはいえないし、また、右事由の中にはそれに該当するか否かが必ずしも客観的一義的に明白とはいえないようなものも含まれているところ、普通地方公共団体の契約担当者が右事由に該当すると判断するに至った事情も契約の相手方において常に知りうるものとはいえないものであるから、もし普通地方公共団体の契約担当者の右判断が後に誤りであるとされ当該契約が違法とされた場合にその私法上の効力が当然に無効であると解するならば、契約の相手方において不測の損害を被ることになりかねず相当とはいえないからである。そして、③当該契約が仮に随意契約の制限に関する法令に違反して締結された点において違法であるとしても、それが私法上当然無効とはいえない場合には、普通地方公共団体の契約の相手方に対して当該契約に基づく債務を履行すべき義務を負うのであるから、右債務の履行として行われる行為自体はこれを違法ということはできず、このような場合に住民が法 242 条の 2 第 1 項 1 号所定の住民訴訟の手段によって普通地方公共団体の執行機関又は職員に対し右債務の履行として行われる行為の差止めを請求することは、許されないというべきである。」という判断を示している（最判昭和 62 年 5 月 19 日民集 41 卷 4 号 687 頁参照）。

今回の場合、官製談合防止法違反及び法違反とされた契約については、一部週刊誌報道を受け、教育委員会事務局で調査を行った結果、契約手続開始前に、相手方と職員の間でのメールのやり取りが確認され、コンプライアンス調査等に詳しい専門家

に相談したところ、専門家による詳細な調査を行うことが適当と判断し、膨大かつ詳細な調査の結果、生徒実行委員会のコーディネータ業務は、コーディネータとなる者が異なれば、内容や成果も異なり得る極めて個性の強い業務であり、相手方の企画するプログラムの内容やそれを実行する者の技術や経験等を見極めた上で契約の相手方を選定することが不合理であると認められず、契約方式として随意契約の方法を選定したことについては違法ではないが、契約の相手方の選定に当たり必要な調査・検討が尽くされることなく随意契約の方法により締結したことが違法とされたものである。

以上より、①を踏まえると、「随意契約によることができる場合として前記令の規定の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合」には当たらないことは明らかである。

また、「契約の相手方において随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り又は知り得べかりし場合」にも該当しない。

さらに、当該契約業務は適切に履行され、契約の相手方の役務は完了していることから、②、③を踏まえると、事後にこれを無効とすることはできない。

以上のことから、上記最高裁判所判決のいう、「当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える前記令及び令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合」に該当しないため、私法上無効になるものではない。

イ 取引②

取引②は、取引①の対象事業の2年目に当たるものであり、本件調査報告書において取引①は法第234条第2項違反を指摘されたところである。

しかしながら、取引①が違法であるからといって、当然に取引②が違法になるものではない。本件調査報告書にもあるとおり、取引②の対象となっている事業は、令和2年度から令和3年度にかけて続くプロジェクトであり、年度の切り替わりに参加する生徒が入れ替わるわけではないことからすると、法人Bの業務遂行の内容に著しい問題があるなど法人Bに2年目の業務を委託することが相当でないと認められる特別な事情でもない限り、生徒に対する指導・助言を行うコーディネータとして同一の事業者を起用することは、長時間に及ぶプロジェクトによって生徒の育成を図るうえで不合理ではない。そして、法人Bの業務遂行の内容に著しい問題があるなど法人Bに2年目の業務を委託することが相当でないという事情は認められない。

したがって、取引②に係る業務委託契約の相手方として法人Bを選定した契約担当者の判断について裁量権の濫用は認められないから、法第234条第2項に違反するものではない。

ウ 取引③

本件調査報告書において、取引③については、法第 234 条第 2 項及び官製談合防止法第 8 条違反を指摘されたところである。

随意契約の制限に関する法令に違反して締結した契約の効力については、上記アで述べたとおりである。

取引③においても、取引①と同様に、私法上無効になるものではない。

なお、官製談合防止法は刑事上の責任を問うものであり、官製談合防止法違反が、直ちに私法上の契約の効力に影響を及ぼすものではないと考えている。

エ 取引④

取引④は、取引③の対象事業の 2 年目に当たるものであり、本件調査報告書において取引③は法第 234 条第 2 項違反を指摘されたところである。

しかしながら、取引③が違法であるからといって、当然に取引④が違法になるものではない。本件調査報告書にもあるとおり、取引④が、前年度からの継続事業に関するものであることは、公告により契約希望者に対しても明らかにされているなど、相手方選定の手続の公正を妨げるものとは言い難いこと、また、公募型プロポーザルの審査が不公正なものであったと認められるに足りる証拠はないことから、取引④に係る業務について法人 B を相手方として業務委託契約を締結するという契約担当者の判断について裁量権の濫用は認められないから、法第 234 条第 2 項に違反するものではない。

オ 取引⑤

取引⑤については、令和 3 年 11 月 24 日に支払いを終え、取引⑤の履行は完了していることから、本件住民監査請求は、法第 242 条第 2 項に規定する 1 年を経過しており、また、同項に規定する正当な理由について請求人から具体的な主張立証がなく、取引⑤の契約額の返還請求を求めることは不適法なものであると考えるが、念のため取引⑤が適法なものであることを主張しておく。

本件調査報告書にもあるとおり、取引⑤については、他の者からの提案を募るための公募型プロポーザルの手続が行われ、その過程において、法人 B に有利にする目的で他の業者の参入障壁となる条項を設定したり、特定の業者を殊更に排除する目的で、当該業者の参入障壁となる条項を設定したりするなどの他の者からの提案を排除するような行為が行われた事実も窺われず、公募型プロポーザルの審査が不公正なものであったと認められるに足りる証拠もない。したがって、取引⑤に係る業務について法人 B を相手方として業務委託契約を締結するという契約担当者の判断について、裁量権の濫用は認められないから、法第 234 条第 2 項に違反するものではない。

カ 取引⑥

本件調査報告書にもあるとおり、取引⑥については、法人Bが契約締結前に業務の一部に着手するなど、法人Bを業務委託先とすることを動かし難いものとする行為が行われたとは認められない。公募型プロポーザル手続における仕様書において、法人Bを有利にする目的で他の業者の参入障壁となる条項を設定したり、特定の業者を殊更に排除する目的で、当該業者の参入障壁となる条項を設定したりするなどの他の者からの提案を排除するような行為が行われた事実も窺われず、公募型プロポーザルの審査が不公正なものであったと認められるに足りる証拠もない。したがって、取引⑥に係る業務について法人Bを相手方として業務委託契約を締結するという契約担当者の判断について、裁量権の濫用は認められないから、法第234条第2項に違反するものではない。

(3) 福山市への出張に係るタクシーの利用について

教育長が出張する際の移動手段については、用務先の数や所在地までの経路を踏まえ、移動手段ごとの所要時間、経費、移動中の他の業務の有無などを総合的に勘案して移動手段を選択している。

特に遠方への出張の場合、用務地が複数で離れた場所にある場合や用務地が福山駅から離れている場合、別の業務（事業課等との電話協議や緊急事案対応等）が必要な場合などには、移動と業務がより円滑に行えるよう、全行程の移動についてタクシーを借り上げて利用する場合がある。（なお、タクシーの車中で業務を行う場合、情報管理上、原則として、タクシーの事業者及び乗務員は同一の者を指定することとしている。）

また、全県的な新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、危機管理上、より徹底した感染防止対策の必要性なども考慮し、タクシーの利用を行った。

福山市への出張の場合について、令和4年3月以降で、新幹線や公用車ではなくタクシーを利用し、経費を支出したものは次の9件である。

令和4年4月20日は東城高等学校等を経由して福山市に行っていること、令和4年4月21日は福山市内の2つの高校のほか、府中東高等学校に行っていること、令和4年4月26日は東高等学校（福山市木之庄町）、福山特別支援学校（福山市津之郷町）、令和4年5月12日は福山市立向丘中学校（福山市水呑向丘）、神辺旭高等学校（福山市神辺町）、令和4年5月17日は沼南高等学校（福山市沼隈町）、福山明王台高等学校（福山市明王台）といずれの日も複数の用務地で離れた場所に行っていること、令和4年5月26日は神辺高等学校のほか、世羅高等学校にも行っていること、令和4年5月30日は福山商業高等学校（福山市水呑町）、福山葦陽高等学校（福山市久松台）と複数の用務地で離れた場所に行っていること、令和4年6月23日は芦品まなび学園高等学校（福山市新市町）、福山北特別支援学校（福山市加茂町）と複数の用務地でい

れも福山駅から離れていること、令和4年7月12日は大門高等学校のほか、油木高等学校にも行っている。

これらの出張については、先述の考え方に基づき、移動に要する所要時間や経費、移動時間を活用して他の業務を行う必要があったことなどを総合的に勘案し、タクシーを利用することとしたものである。

第3 監査の結果

1 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係等は、次のとおりである。

(1) 本件契約について

令和4年9月22日付けで、「広島県教育委員会と法人Bの間の取引に関する調査について(伺い)」と題する文書が作成され、同日、総務課長が決裁した。この文書では、3名の弁護士に調査を依頼し、経費として報償費1,815,000円、旅費227,480円、需用費40,000円を支出すること、これらの経費は教育委員会に配当を受けた予算の範囲内であること、検査職員を総務係長とすることなどが伺われていた。

令和4年9月22日付けで、教育委員会と弁護士Aは、委任契約書を締結した。この契約書では、教育委員会が弁護士Aに対し、本件業務の遂行に要した時間に1時間当たりの報酬額を乗じた金額を支払うこと、広島に出張する場合は日当を支払うこと、交通費、宿泊費、謄写代その他の費用の実費は教育委員会が負担すること、などが定められていた。

令和4年10月3日付けで、「外部専門家による調査に係る予算の流用について(協議)」と題する文書が作成された。この文書では、合計18,268千円(報償費18,157千円、需用費(その他)100千円、役務費11千円)を流用する、流用元の予算については、海外との交流事業の中止や入札残など、いずれも今年度の今後の執行予定がないものであること、などが記されていた。

また、財政課意見として「協議どおり認める。」と記されていた。なお、この流用協議に係る歳出予算流用書は、令和4年10月3日が決裁日となっていた。

【流用額の内訳】

(款) 教育費 (項) 教育総務費

(単位：千円)

	目	事業名	節	現計	執行見込	差引	流用額
流用先	教職員人事費	行政訴訟対策費	報償費	6,249	24,406	▲18,157	18,157
			需他	93	193	▲100	100
			役務	188	199	▲11	11
	合計					▲18,268	18,268
流用元	教育指導費	教職員指導力向上事業(ワーク8)	委託料	7,994	4,494	3,500	▲3,500
			負補交	20,599	19,599	1,000	▲1,000
	高等学校課題発見・解決学習推進プロジェクト事業(ワーク8)	旅費	18,224	16,438	1,786	▲1,786	
		委託料	41,181	33,261	7,920	▲7,920	
	Heiwa ネット(学校WAN)運営事業	委託料	51,807	50,851	956	▲956	
	異文化間協同活動推進事業(ワーク8)	旅費	18,909	17,393	1,516	▲1,516	
		委託料	11,147	9,557	1,590	▲1,590	
	合計					18,268	▲18,268

令和4年10月3日付けで、「広島県教育委員会と法人Bの間の取引に関する調査について(伺い)」と題する文書が作成され、同日、総務課長が決裁した。この文書では、追加の経費として報償費18,156,600円、需用費100,000円、役務費11,000円を支出すること、これらの経費は教育委員会に配当を受けた予算の範囲内であることなどが伺われていた。

令和4年10月11日付けで、「県教委と法人Bの間の取引に関する調査等に係る経費9月分」の支出負担行為整理書兼支出調書(1,498,475円分)が作成された。この調書には、弁護士が本件業務の遂行に要した時間が記載された請求書及び総務係長が9月分の業務の完了に係る検査を行った検査調書が添付されていた。

令和4年11月16日付けで、「県教委と法人Bの間の取引に関する調査等に係る経費10月分」の支出負担行為整理書兼支出調書(12,511,322円分)が作成された。この調書には、弁護士が本件業務の遂行に要した時間が記載された請求書、複写代及び登記情報サービスの実費に係る請求書及び総務係長が10月分の業務の完了に係る検査を行った検査調書が添付されていた。

令和4年12月20日付けで、「広島県教育委員会と法人Bの間の取引に関する調査について(伺い)」と題する文書が作成され、同月21日、総務課長が決裁した。この文書

では、追加の経費として報償費 9,831,800 円を支出すること、これらの経費は教育委員会に配当を受けた予算の範囲内であることなどが伺われていた。

令和 4 年 12 月付けで、「外部専門家による調査に係る予算の流用について（協議）」と題する文書が作成された。

この文書では、報償費 9,820 千円を流用する、流用元の予算については、施設管理業務の入札残等により、執行残が生じたこと、などが記されていた。

また、財政課意見として「協議どおり認める。」と記されていた。なお、この流用協議に係る歳出予算流用書は、令和 5 年 1 月 27 日が決裁日となっていた。

【流用額の内訳】

(款) 教育費 (項) 教育総務費

(単位：千円)

	目	事業名	節	現計	執行見込	差引	流用額
流用先	教職員人事費	行政訴訟対策費	報償費	24,406	34,226	▲9,820	9,820
流用元	教育指導費	「学びの変革」牽引プロジェクト	需他	113,223	107,223	6,000	▲6,000
			委託料	110,053	106,233	3,820	▲3,820

令和 5 年 1 月 27 日付けで、「県教委と法人 B の間の取引に関する調査等に係る謝金 11 月及び 12 月分」の支出負担行為整理書兼支出調書 (12,886,225 円分) が作成された。この調書には、弁護士が本件業務の遂行に要した時間が記載された請求書が添付されていた。

令和 5 年 1 月 27 日付けで、「県教委と法人 B の間の取引に関する調査等に係る経費 11 月及び 12 月分」の支出負担行為整理書兼支出調書 (2,601,550 円分) が作成された。この調書には、弁護士が本件業務の遂行に要した複写代、送料、デジタル・フォレンジック調査費用及び振込手数料の実費に係る請求書が添付されていた。

令和 5 年 1 月 27 日付けで、「県教委と法人 B の間の取引に関する調査等に係る経費 12 月 6 日交通費相当分」の支出負担行為整理書兼支出調書 (216,470 円分) が作成された。この調書には、12 月 6 日に弁護士が広島に出張した際の交通費の実費に係る請求書が添付されていた。

令和 5 年 1 月 27 日付けで、「県教委と法人 B の間の取引に関する調査等に係る日当 12 月 6 日分」の支出負担行為整理書兼支出調書 (275,000 円分) が作成された。この調書には、12 月 6 日に弁護士が広島に出張した際の日当に係る請求書が添付されていた。

また、総務係長が 11 月分及び 12 月分の業務の完了に係る検査を行った検査調書が作成されていた。

(2) 法人Bとの取引について

ア 取引②について

令和3年6月3日付けで、「令和3年度 WWL コンソーシアム構築支援事業における生徒実行委員会に係るコーディネータ業務委託契約について（伺い）」と題する文書が作成され、同月8日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約の方法を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とするということが伺われていた。また、見積書を徴取する相手方を一者とする理由として次のとおり記載されていた。

当該事業者は、令和2年度生徒実行委員会コーディネータを務めており、令和3年3月に高校生国際会議の中間地点として位置づけられている国内フォーラムやWEBサイトを運営した実績がある。令和3年7月に開催する高校生国際会議に向けて、継続性をもって事業を進めることができるのは、昨年度の生徒実行委員会コーディネータである当該一者のみである。

令和3年6月10日付けで、「令和3年度 WWL コンソーシアム構築支援事業における生徒実行委員会に係るコーディネータ業務の契約手続について（伺い）」と題する文書が作成され、同日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約の相手方を法人Bとすること、契約金額を6,168,140円とすることなどが伺われていた。

イ 取引③について

令和3年7月20日付けで、「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務公募型プロポーザルの実施について（伺い）」と題する文書が作成され、同月26日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約の相手方を公募型プロポーザル方式で決定することが伺われていた。

令和3年8月10日付けで、「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務公募型プロポーザル参加資格の確認結果について（伺い）」と題する文書が作成され、同月11日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、参加資格確認申請書を提出した法人Bを含む2者に対し、本件公募型プロポーザルへの参加資格を認めることなどが伺われていた。

令和3年8月24日付けで、「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務公募型プロポーザルの審査結果について（伺い）」と題する文書が作成され、同日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、法人Bを最優秀提案者とすることなどが伺われていた。また、5人の各委員が、提案者2者をどのように評価したかを記録した資料が添付されていた。

令和3年9月13日付けで、「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動業務委託に係る経費の支出について（伺い）」と題する

文書が作成され、同月 15 日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約の相手方を最優秀提案者である法人Bとすることなどが伺われていた。

令和3年9月16日付けで、「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務の契約締結について（伺い）」と題する文書が作成され、同月 17 日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約金額を 4,839,780 円とすることなどが伺われていた。

ウ 取引④について

令和4年2月21日付けで、「令和4年度「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務公募型プロポーザルの実施について（伺い）」と題する文書が作成され、同月 24 日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約の相手方を公募型プロポーザル方式で決定することが伺われていた。

令和4年3月9日付けで、「令和4年度「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務公募型プロポーザル参加資格の確認結果について（伺い）」と題する文書が作成され、同月 10 日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、参加資格確認申請書を提出した法人B 1 者に対し、本件公募型プロポーザルへの参加資格を認めることなどが伺われていた。

令和4年3月22日付けで、「令和4年度「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務公募型プロポーザルの審査結果について（伺い）」と題する文書が作成され、同月 23 日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、法人Bを最優秀提案者とすることなどが伺われていた。また、5人の各委員が、提案者をどのように評価したかを記録した資料が添付されていた。

令和4年3月25日付けで、「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動業務委託に係る経費の支出について（伺い）」と題する文書が作成され、同日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約の相手方を最優秀提案者である法人Bとすることなどが伺われていた。

令和4年3月30日付けで、「令和4年度「課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る学校の枠を超えた生徒の探究活動委託業務の契約締結について（伺い）」と題する文書が作成され、同月 31 日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約金額を 7,635,760 円とすることなどが伺われていた。

エ 取引⑥について

令和4年3月3日付けで、「教科「情報」科目「情報Ⅰ」の授業支援業務に係る公募型プロポーザルの実施について（伺い）」と題する文書が作成され、同月9日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約の相手方を公募型プロポーザル方式で決定することが伺われていた。

令和4年3月29日付けで、「教科「情報」科目「情報Ⅰ」の授業支援業務公募型プロポーザル参加資格の確認結果について（伺い）」と題する文書が作成され、同月30日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、参加資格確認申請書を提出した法人B 1者に対し、本件公募型プロポーザルへの参加資格を認めることなどが伺われていた。

令和4年4月11日付けで、「教科「情報」科目「情報Ⅰ」の授業支援業務公募型プロポーザルの審査結果について（伺い）」と題する文書が作成され、同日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、法人Bを最優秀提案者とするなど伺われていた。また、5人の各委員が、提案者をどのように評価したかを記録した資料が添付されていた。

令和4年4月13日付けで、「教科「情報」科目「情報Ⅰ」の授業支援業務に係る経費の支出について（伺い）」と題する文書が作成され、同月18日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約の相手方を最優秀提案者である法人Bとすることなどが伺われていた。

令和4年4月18日付けで、「教科「情報」科目「情報Ⅰ」の授業支援業務の契約締結について（伺い）」と題する文書が作成され、同月20日、高校教育指導課長が決裁した。

この文書では、契約金額を4,273,555円とすることなどが伺われていた。

(3) 福山市への出張に係るタクシーの使用について

教育委員会の「タクシーの使用基準」（以下、「使用基準」という。）では、次のとおり、タクシー利用の基本原則、具体的な使用基準が示されている。

タクシーの使用基準

1 基本原則

タクシーが使用できるのは、次の場合に限るものとする。

- (1) 公務上必要がある場合で、公用車が利用できないか、または利用が困難な場合
- (2) 災害その他の緊急用務での登庁や深夜に及ぶ勤務後の帰宅などの場合

2 タクシーの使用基準

タクシーの具体的な使用基準は、次のとおりとする。

(1) 公務上必要がある場合

公務出張は、公用車又は公共交通機関の利用を原則とするが、次の基準に該当するとして、旅行命令権者があらかじめ承認を行った場合は、タクシーを使用できるものとする。

- ① 通常の公共交通機関では対応できない緊急性がある場合
- ② 目的地までの公共交通機関がない場合
- ③ 運搬が困難な荷物があるなど、徒歩での移動が困難な場合
- ④ 公共交通機関との比較において、時間短縮効果が大きく、業務が効率的に処理できる場合
- ⑤ 県行政を推進するために必要な来客等を案内する場合
- ⑥ ①から⑤までのほか、これらに準ずる場合で特に所属長が必要と認める場合

(2) 登庁・帰宅に使用できる場合

- ① 深夜に及ぶ勤務又は早朝からの勤務のため、通常の交通機関が利用できない場合か、または著しく利用が困難な場合
- ② 災害その他の危機管理等、緊急の用務で登庁する場合
- ③ 職員の安全確保等のため、特に所属長が必要と認める場合
- ④ ①から③までのほか、これらに準じる場合で特に所属長が必要と認める場合

(以下省略)

令和4年3月以降において、福山市内の用務地へタクシーを使用して出張し、経費を支出したものは、次の9件であった。

	旅行年月日	目的地	用務	タクシー使用区間
ア	令和4年 4月20日	東城高等学校 三次青陵高等学校 常石ともに学園 福山市教育委員会	学校訪問 学校訪問 学校訪問 教育委員会訪問	県庁東館→ 東城高等学校→ 三次青陵高等学校→ 常石ともに学園
イ	令和4年 4月21日	府中東高等学校 戸手高等学校 福山工業高等学校	学校訪問 学校訪問 学校訪問	全区間
ウ	令和4年 4月26日	東高等学校 福山特別支援学校	学校訪問 学校訪問	全区間
エ	令和4年 5月12日	福山市立向丘中学校 神辺旭高等学校	学校訪問 学校訪問	全区間
オ	令和4年 5月17日	沼南高等学校 福山明王台高等学校	学校訪問 学校訪問	全区間
カ	令和4年 5月26日	世羅高等学校 神辺高等学校	学校訪問 学校訪問	全区間

	旅行年月日	目的地	用務	タクシー使用区間
キ	令和4年 5月30日	福山商業高等学校 福山葦陽高等学校	学校訪問 学校訪問	全区間
ク	令和4年 6月23日	芦品まなび学園高等学校 福山北特別支援学校	学校訪問 学校訪問	全区間
ケ	令和4年 7月12日	油木高等学校 大門高等学校	学校訪問 学校訪問	全区間

2 判断

以上のような事実関係等の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

(1) 本件契約について

ア 監査委員による随時監査又は特別監査を経ることなく契約したことについて

監査委員による随時監査又は特別監査は、教育委員会自らによる調査を何ら妨げるものではなく、教育委員会が、県民への説明責任を果たすため、監査委員による随時監査又は特別監査を経ることなく本件契約を締結したことが違法又は不当とは認められない。

イ 単価について

日本弁護士連合会が作成した「アンケート結果に基づく中小企業のための弁護士報酬の目安（2009年度アンケート結果版）」に、「顧問契約がない場合には1時間当たりの金額として2万円から4万円を請求される場合が多くなっており」と記載されている。

また、日当については、「(旧)日本弁護士連合会報酬等基準」に、一日の日当は「5万円以上10万円以下」と記載されている。

これらのことからすると、契約書に記載された調査業務に従事した各弁護士の1時間当たりの報酬額及び1日当たりの日当は、違法又は不当とは認められない。

ウ 予算について

(ア) 令和4年9月22日付け「広島県教育委員会と法人Bの間の取引に関する調査について(伺い)」について

教育委員会に配当された行政争訟対策費の予算の範囲内である報償費1,815千円、旅費228千円、需用費(その他)40千円を限度額として、予算の執行伺いがなされている。本件契約においては、調査の独立性を担保するため、県は、弁護士に対して指揮命令権を有さないことなどが明記されており、予算が不足する場合でも業務量を抑制することができないにもかかわらず、契約書に限度額の記載をしなかったことは適切ではない。

- (イ) 令和4年10月3日付け「広島県教育委員会と法人Bの間の取引に関する調査について(伺い)」について

報償費18,156,600円、需用費100,000円、役務費11,000円を限度額として、追加の予算の執行伺いがなされている。

この予算の執行に当たっては、歳出予算の流用が行われており、規則第13条第1項に従った手続を経なければならないが、「項 教育総務費」の中で流用が行われていること、歳出予算流用書の決裁後に追加予算の執行伺いが作成されていることから、請求人が主張する「目・教育指導費」の執行を制限し(このような制限は教育委員会の「教育指導」の実施に多大な負の影響をもたらすものである)、無理やりに「執行残」があるとしたものであろう」ということを認めるに足りる証拠は見当たらない。

- (ウ) 令和4年12月20日付け「広島県教育委員会と法人Bの間の取引に関する調査について(伺い)」について

報償費9,832千円を限度額として、追加の予算の執行伺いがなされている。

この予算の執行に当たっては歳出予算の流用が前提となるが、歳出予算流用書が決裁されたのは令和5年1月27日であり、当該執行伺いの時点では所要額が確保されていなかった。たとえ所要額を確保できる見込みがあったとしても、流用協議以前の時点で予算の執行伺いが決裁されていたことは適切ではない。

以上で述べたとおり、予算執行について適切でない点があるものの、結果としては(款)教育費 (項)教育総務費 の既定予算の範囲内で予算の流用が認められて所要額が確保されており、業務が適切に履行されていることから、県に財産上の損害が発生しているとは認められない。

エ 履行確認について

支出の都度、原議で定められた検査職員である総務係長が検査し、検査調書が作成されている。

弁護士が本件業務の遂行に要した時間については、請求書に合計時間が記載されており、弁護士ごとに、日付、従事した業務の概要及び従事した時間を記載した業務記録が教育委員会に提出されていた。この業務記録と本件調査報告書の「別紙2(ヒアリングの実施状況詳細)」を突合したところ、矛盾する点は確認できなかった。よって、履行確認が違法又は不当とは認められない。

日当については、令和4年12月6日分について支給されており、この日に弁護士Aらが広島県庁において記者会見を開催したことは、マスコミ等で広く報道されて

いることから、履行確認が違法又は不当とは認められない。

交通費についても、令和4年12月6日分が支給されており、この日に弁護士Aらが広島県庁において記者会見を開催したことは、マスコミ等で広く報道されていること、航空券及びJR乗車券の領収書の写しを提出させる等により実費額を確認していることから、履行確認が違法又は不当とは認められない。

そのほか、デジタル・フォレンジック調査等に係る費用についても、請求書の写しを提出させるなどにより実費額を確認していることから、履行確認が違法又は不当とは認められず、県に財産上の損害が発生しているとは認められない。

オ 「最少の経費で最大の効果」原則違反等との主張について

請求人は、法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果」原則違反の本件契約・手続行為は明白に違法である、などと主張している。

もっとも、上記の条項は、地方公共団体が事務処理に当たって準拠すべき原則を一般的、抽象的に定めたものにとどまり、具体的な規制をするものであるとは認められず、著しく合理性を欠くことが明らかであるような場合に限り、裁量権の範囲を超え又はその濫用があるものとして、違法となると解するのが相当である。

教育委員会は、法人Bとの取引における違法性、とりわけ官製談合防止法違反の有無を判断するに当たり、極めて専門性の高い見識が必要とされるため、法曹の基本的能力である事情聴取能力、証拠評価能力、事実認定能力等を十分に備え、かつ、不正調査やコンプライアンスなどの分野に精通している外部の弁護士に調査を依頼することが適当であると考えたものであり、本件契約を締結したことが著しく合理性を欠くことが明らかであるとは言えず、裁量権の範囲を超え又はその濫用があったとまでは認められない。

また、業務が適切に履行されていることから、県に財産上の損害が発生しているとは認められない。

カ その他手続的な瑕疵について

請求人は、「委託・役務業務契約事務の手引」に反しているなど手続的な瑕疵を主張しているが、これらは契約の相手方の問題ではないことから、本件契約が私法上当然に無効とは言えない。また、業務は適切に履行されていることから、県に財産上の損害が発生しているとは認められない。

(2) 法人Bとの取引について

ア 取引②について

取引②については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約で契約が締結されている。

随意契約の要件について定める法第234条第2項に基づく地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえない場合であっても、不特定多数の者の参加を求めて競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれに該当するものと解すべきであり、そのような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている同法及び同法施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である（最高裁判所昭和57年（行ツ）第74号同62年3月20日第二小法廷判決）。

取引②の事業目的は、WWL コンソーシアム構築支援事業における生徒実行委員会に係るコーディネータ業務であるところ、当該生徒実行委員会は令和2年度から令和3年度にかけて続くプロジェクトであり、年度の切り替わりに伴い参加する生徒が入れ替わるわけではないことからすると、生徒に対する指導・助言を行うコーディネータとして同一の者を選定することは、合理的な裁量の範囲から逸脱し、又はこれを濫用したものとまでは認められない。

なお、前年度の業務である取引①については、本件調査報告書において、法第234条第2項違反が指摘されている。しかし、契約の適法性は、契約ごとに判断されるべきものであるから、継続する事業について先行して締結された契約が違法なものであっても、同一事業について後に締結される契約は別個のものである以上、先行する契約の違法性から後行する契約の違法性が当然に導かれるということにはならない。そして、法人Bが令和2年度生徒実行委員会コーディネータを務めていたこと、翌年度も生徒実行委員会のプロジェクトが継続すること、という事実がある以上、合理的な裁量の範囲から逸脱し、又はこれを濫用したものとまでは認められない。

また、当該契約業務は適切に履行され、契約の相手方の役務は完了していることから、県に財産上の損害が発生しているとは認められない。

イ 取引③について

取引③については、本件調査報告書において、法第234条第2項及び官製談合防止法第8条違反が指摘されている。

法第 234 条第 2 項については、法人 B を業務の相手方とすることが内定していたにもかかわらず、その後のプロポーザルの審査手続により、当該内定の事実が契約の相手方の決定に及ぼす影響を遮断することなく、契約が締結されたことが違法と解されたものである。

しかしながら、契約の相手方においては、随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り得る状況になく、本件契約が私法上無効になるものではない。

また、官製談合防止法第 8 条に違反して締結した契約の効力については、同条が国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員に対するものであり、事業者側の問題ではないことから、直ちに私法上無効になるものではない。

なお、当該契約業務は適切に履行され、契約の相手方の役務は完了していることから、県に財産上の損害が発生しているとは認められない。

ウ 取引④について

前年度の業務である取引③については、本件調査報告書において、法第 234 条第 2 項及び官製談合防止法第 8 条違反が指摘されている。しかし、契約の適法性は、契約ごとに判断されるべきものであるから、継続する事業について先行して締結された契約が違法なものであっても、同一事業について後に締結される契約は別個のものである以上、先行する契約の違法性から後行する契約の違法性が当然に導かれるということにはならない。

そして、取引④について、法第 234 条第 2 項及び官製談合防止法第 8 条に違反していることを認めるに足りる証拠はないことから、違法又は不当とは認められない。

エ 取引⑥について

請求人は、取引⑥について、教育委員会又は教育長と法人 B との異常な関係を背景として締結されたものであり、違法・無効の契約である、などと主張している。

監査請求は請求人自らが問題とする財務会計上の行為等の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しなければならないが、本件請求書及び事実証明書からは請求人の主張を裏付ける証左を見出すことはできなかった。

そして、取引⑥について法第 234 条第 2 項及び官製談合防止法第 8 条に違反していることを認めるに足りる証拠はないことから、違法又は不当とは認められない。

(3) 福山市へ出張に係るタクシーの利用について

使用基準によれば、タクシーが使用できるのは、公務上必要がある場合で、公用車が利用できないか、または利用が困難な場合に限るとされている。

その上で、教育委員会は、教育長が出張する際の移動手段については、用務先の数や所在地までの経路を踏まえ、移動手段ごとの所要時間、経費、移動中の他の業務の有無

などを総合的に勘案して移動手段を選択している、と説明している。

そこで、令和4年3月以降で、福山市への出張に、新幹線や公用車ではなくタクシーを利用し、経費を支出した次の9件について検討する。

ア 令和4年4月20日

用務先：東城高等学校、三次青陵高等学校、常石ともに学園及び福山市教育委員会

用務：学校訪問及び福山市教育委員会訪問

タクシー使用区間：県庁東館→東城高等学校→三次青陵高等学校→常石ともに学園

イ 令和4年4月21日

用務先：府中東高等学校、戸手高等学校及び福山工業高等学校

用務：学校訪問

タクシー使用区間：全区間

ウ 令和4年4月26日

用務先：東高等学校及び福山特別支援学校

用務：学校訪問

タクシー使用区間：全区間

エ 令和4年5月12日

用務先：福山市立向丘中学校及び神辺旭高等学校

用務：学校訪問

タクシー使用区間：全区間

オ 令和4年5月17日

用務先：沼南高等学校及び福山明王台高等学校

用務：学校訪問

タクシー使用区間：全区間

カ 令和4年5月26日

用務先：世羅高等学校及び神辺高等学校

用務：学校訪問

タクシー使用区間：全区間

キ 令和4年5月30日

用務先：福山商業高等学校及び福山葦陽高等学校

用務：学校訪問

タクシー使用区間：全区間

ク 令和4年6月23日

用務先：芦品まなび学園高等学校及び福山北特別支援学校

用務：学校訪問

タクシー使用区間：全区間

ケ 令和4年7月12日

用務先：油木高等学校及び大門高等学校

用務：学校訪問

タクシー使用区間：全区間

アについては、公共交通機関を利用した場合の所要時間との比較において、業務の効率的な執行のためタクシーを利用することとした、との教育委員会の説明には、合理性があると認められる。

一方、イからケについては、新幹線を利用した場合の所要時間及び経費との比較において、広島市内と福山市内の通常の移動手段としてタクシーを利用することは適切とは考えられないところ、教育委員会は、全県的な新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、危機管理上、より徹底した感染防止対策の必要性なども考慮し、タクシーの利用を行ったと説明している。この場合、厳格な感染防止対策が求められていた学校現場への出張に当たり、公共交通機関の利用による不特定多数の者との接触を避け、感染防止に万全を期する必要からタクシーを利用したことについては、やむを得ない対応であったものと推察される。

以上のことから、本件出張に係る旅行命令が違法又は不当とは認められず、これに基づく支出も違法又は不当とは認められない。

(4) 結論

本件請求には理由がないと認め、法第242条第5項の規定により棄却する。